

日本福祉大学学費納付規則

（目的）

第 1 条 日本福祉大学学則（以下「大学学則」という）第 57 条に定める学費の納付については本規則の定めるところによる。

（学費）

第 2 条 学費とは入学金、授業料、施設維持費をいう。

2 前項に定めるものの他、実習費、課程履修費等を徴収することがある。

3 第 1 項に定める学費納付額は別表 1 のとおりとする。

（納付期限）

第 3 条 学費は毎年、次に定める期限までに所定の金額を一括して納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、別に定める期日までに納付しなければならない。

前学期分－4 月 30 日まで

後学期分－10 月 31 日まで

（未納者の扱い）

第 4 条 前条に定める学費納付期限までに学費を納付せず、引続き前学期分は 6 月 30 日まで、後学期分は 12 月 31 日まで学費未納の者には除籍を内示する。

2 除籍を内示された者が、除籍内示後 1 ヶ月以内に、所定の学費および別表 2 に定める除籍内示取消料を納付し、除籍内示取消しの手続きをとった時は、その取り消しを認める。ただし、1 ヶ月をこえて手続きをとった場合でも、やむをえない事情があったと認められた時には、その取消しを認める。

（除籍）

第 5 条 除籍を内示された者が、第 4 条第 2 項に定める手続きをとらない時は除籍する。

2 前項により除籍された者の除籍期日は次のとおりとする。

前学期分未納者－3 月 31 日後学期分未納者－9 月 15 日

（休学）

第 6 条 大学学則第 38 条により休学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

(1) 休学の許可を受けた日の属する学期の学費はこれを徴収する。ただし、休学期間が学期始めから学期末までの全期間にわたる時は、当該学期の学費は徴収しない。

(2) 前号ただし書により学費の納付を免除された者は、別表 3 に定める在籍料を納付しなければならない。

(3) 在籍料は、休学決定通知発信日から 2 週間以内に納付しなければならない。（復学）

第 7 条 大学学則第 40 条により復学の許可を受けた者の学費は、復学した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

（再入学）

第 8 条 大学学則第 45 条による再入学の申請にあたっては、別表 4 に定める再入学審査料を納めなければならない。

- 2 再入学許可を受けた者の学費は、再入学した者の属する学年の学生が納付すべき学費納付金額とする。
- 3 再入学した者の納付した「入学時のみ納付金」が再入学した者の属する学年の学生の納付した「入学時のみ納付金」に比べて、不足を生ずる時はその差額を徴収する。
- 4 再入学の許可を受けた者は、許可を受けた日より 2 週間以内に学費を納付しなければならない。

（転部）

第 9 条 「学内転部内規」により転部の許可を受けた者の学費は、転部した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

- 2 転部した者の納付した「入学時のみ納付金」が、転部した者の属する学年の学生の納付した「入学時のみ納付金」に比べて、不足を生ずる時は、その差額を徴収する。

（留年）

第 10 条 留年した者の学費は、留年した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

（編入学・転入学）**第 11 条** 大学学則第 23 条により、編入学または転入学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

- (1) 「入学時のみ納付金」は編入学または転入学の許可を受けた年度の新入学生の納付金額と同額とする。
- (2) 前号の「入学時のみ納付金」を除く学費は、編入学または転入学の許可を受けた者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。
- 2 編入学または転入学の許可を受けた者は、別に定める期日までに学費を納付しなければならない。

（減免）

第 12 条 外国人留学生の減免措置については、別に定める。

- 2 大学都合によるやむを得ない移籍（転部、転科、転コース、再入学等）の場合は、「入学時のみ納付金」ならびに「学校納付金（学費・施設維持費）」の差額を減免する。
- 3 理事長が必要と認めた時は、災害等による特別減免を行うことができる。

（学費等の返還）

第 13 条 既に納付した学費及び手数料は原則として返還しない。

- 2 当該学期に在学しない学生の入学金を除く授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は返還する。
- 3 当該学期の成績発表日より前に死亡除籍となった者の入学金を除く当該学期の授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は遺族に返還するものとする。ただし、大規模災害または戦争その他の変乱等を事由とする場合の返還については、財政運営委員会の議を経て措置を決定する。
- 4 返還辞退の申し出があった場合には、返還を行わない。

5 返還に関わる振込み手数料などの実費は、返還事由により返還を受けるものが負担する。

（規則の所管課室）

第 14 条 本規則の所管課室は、経理課とする。

（規則の改廃）**第 15 条** 本規則の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 3 この規則は、昭和 49 年 10 月 12 日より一部改正施行する。
- 4 この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 5 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 6 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 7 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 8 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 9 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 10 この規則は、昭和 61 年 12 月 1 日より一部改正施行する。
- 11 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 12 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 13 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 14 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 15 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 16 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 17 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 18 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 19 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 20 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 21 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 22 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 23 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 24 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 25 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 26 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

- 27 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 28 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 29 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 30 この規則は、平成 28 年 11 月 1 日より一部改正施行する。
- 31 この規則は、2017 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 32 この規則は、2018 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 33 この規則は、2020 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 34 この規則は、2024 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 35 この規則は、2025 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表 1 日本福祉大学学費

	入 学 金 (入学時のみ)	授 業 料 (年額)	施設維持費 (年額)	実験実習費 (年額)	備 考
社会福祉学部 社会福祉学科	200,000 円	885,000 円	190,000 円	—	
経済学部 経済学科	200,000 円	885,000 円	200,000 円	—	
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	200,000 円	975,000 円	435,000 円	210,000 円	
健康科学部 リハビリテーション学科 介護学専攻	200,000 円	965,000 円	210,000 円	—	介護実習費は 学費に含む。
工学部 工学科	200,000 円	975,000 円	350,000 円		
教育・心理学部 こども学科 学校教育学科 心理学科	200,000 円	885,000 円	190,000 円	—	
国際学部 国際学科	200,000 円	885,000 円	200,000 円	—	
看護学部 看護学科	200,000 円	1,015,000 円	400,000 円	285,000 円	
スポーツ科学部 スポーツ科学科	200,000 円	900,000 円	360,000 円	—	

別表 2

除 籍 内 示 取 消 手 数 料	5,000 円
-------------------	---------

別表 3

在籍料（1 学期につき）	30,000 円
--------------	----------

別表 4

再 入 学 審 査 料	20,000 円
-------------	----------